

## 特記仕様書

任務において特筆すべき事項

### ■ 緊急時の業務内容

- (1) 一時保護所内で、児童が他の児童や職員へ危害を加えた場合及び加える恐れのある場合の職員への支援及び警察への通報を行うこと。  
※警察への通報は、原則として市が行うが、市職員が現場対応等で、緊急連絡ができない状況にある場合を想定している。
- (2) こどもセンター内で、来所者が他の来所者や職員へ危害を加えた場合及び危害を加える恐れのある場合の職員への支援及び警察への通報を行うこと。
- (3) こどもセンター内で、他の来所者や児童・職員へ危害を加える恐れのある者が来所している場合又は来所予定の場合の職員への支援及び警察への通報を行うこと。
- (4) 一時保護入所児童を職員の許可なく引取りに来る保護者及び保護児童の友人等の一時保護所への侵入防止に努めること。
- (5) 一時保護入所児童の無断外出の阻止に努めること。
- (6) 時間外入所時の職員への支援を行うこと（警備解除及び出入口の錠の開閉等）。
- (7) 異常発生時に現場に急行し、必要に応じて緊急措置、避難誘導を行うこと。
- (8) 4階外周（ベランダ）の赤外線センサーの発報を感知した場合、別に委託する機械警備管制センターへ非常用ボタンで通告し、出動を要請するとともに、自らも現場にかけつけ、適切な対応をとること。

### ■ その他

- (1) 施設内放置自転車のチェックと関係の無い駐輪者への指導を行うこと。
- (2) 一時保護所児童の外出時の車両乗降の支援（こどもセンター駐車場内での警備）を行うこと。
- (3) 遺失物の受付及び管理を行うこと。なお、管理の方法については、委託者と協議する。
- (4) 委託者が実施する防災訓練その他、施設運営上必要な訓練行事に参加する（年1回程度）。